

和歌山県保険医協会(全国保険医団体連合会)

# 団体所得補償保険のご案内

(所得補償保険)

突然やってくる病気やケガで就業不能となったときの備えに！

特

団体割引が適用されます

団体所得補償保険は10%の団体割引率が適用されています。

長

様々な就業不能に対応！

天災を原因とするケガや、うつ病などの精神障害による就業不能も補償いたします。

## 団体所得補償保険とは



- 病気やケガの治療のため**就業不能**となった場合、てん補期間を限度として補償します。  
就業不能とは保険期間中に病気またはケガによって入院したり、被保険者ご本人以外の医師の指示による入院に準ずる安静加療のため、全くお仕事につけない状態をいいます。
- 就業不能の場合、毎月一定額（保険金額）をお支払いします。  
就業不能期間が1ヶ月以内であれば、1ヶ月を30日として計算した額を保険金としてお支払いします。
- **自宅療養でも、代診をおいても**保険金は支払われます。
- 入院による就業不能のときは**1日目**から補償します。
- 大きな病気をされても、通算して**1000日分**の保険金をお受取りになるまで継続可能です。
- **医師の診査なし**でご加入できます。（健康状況についての告知をいただきます。）
- 地震・噴火・津波などの**天災を原因とするケガ**も補償します。
- **79才まで**ご加入できます。
- 保険金は**医療保険や公的保険制度による給付に関係なく**支払われます。
- 保険料が**損金（必要経費）**に算入できる場合があります。
- うつ病などの**精神障害に伴う就業不能も**補償します。

# ○ 保険金額と保険料

(本契約においては無事故戻し返れい金はありませんのでご注意ください。)

所得補償保険金額 (月額)		10万円		5万円	
職 種		医 師・歯 科 医 師		レントゲン技師 看護師・歯科技工士・ 衛生士	薬剤師・事務員・ 歯科助手
月 額 保 険 料	型	A 型	B 型	C 型	D 型
	年齢(※)	てん補期間2年 免責4日 (入院は0日)	てん補期間1年 免責4日 (入院は0日)	てん補期間1年 免責4日 (入院は0日)	てん補期間1年 免責4日 (入院は0日)
	15~19才	—	—	405 円	355 円
	20~24才	—	—	620 円	540 円
	25~29才	1,400 円	1,150 円	660 円	575 円
	30~34才	1,770 円	1,430 円	820 円	715 円
	35~39才	2,070 円	1,610 円	925 円	805 円
	40~44才	2,680 円	2,010 円	1,155 円	1,005 円
	45~49才	3,160 円	2,320 円	1,340 円	1,160 円
	50~54才	3,630 円	2,610 円	1,505 円	1,305 円
	55~59才	3,810 円	2,740 円	1,575 円	1,370 円
	60~63才	3,950 円	2,820 円	1,625 円	1,410 円
	64才		2,820 円	1,625 円	1,410 円
	65~69才		3,420 円	1,965 円	1,710 円
	70~74才		5,760 円	3,310 円	2,880 円
	75~79才		8,640 円	4,965 円	4,320 円

※年齢は保険始期時点(2011年9月1日)の被保険者の満年齢となります。

※当契約では、A型・B型は30口、C型・D型は60口(所得補償保険金額(月額)300万円)を限度とします。

※70才以上での新規加入の場合はB型は10口、C型・D型は20口(所得補償保険金額(月額)100万円)の範囲内でご設定ください。

※64才~79才の方はてん補期間が1年の型となります。

※保険料はご加入いただいた被保険者の人数に従った割引率で決定されますので、募集の結果本案内と異なる保険料に変更される場合があります。この場合、保険料を割引率に応じた金額とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

※本案内に記載されている保険料は職種基本級別1級(医師・薬剤師・事務員等)、職種基本級別2級(看護師・歯科技工士等)の保険料です。それ以外のご職業の場合には取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

## ○ 募集要領

### ● 加入資格

- ・この制度でお申込人となれる方は、和歌山県保険医協会(全国保険医団体連合会)の会員に限ります。
- ・被保険者(補償の対象者)となれる方の範囲は、以下①~③の通りです。
  - ①和歌山県保険医協会(全国保険医団体連合会)の会員およびその家族\*
  - ②和歌山県保険医協会(全国保険医団体連合会)の会員である個人事業主(和歌山県保険医協会(全国保険医団体連合会)の会員が代表者(理事長)である「一人医師医療法人」を含む)が雇用する使用人
  - ③和歌山県保険医協会(全国保険医団体連合会)の職員およびその家族\*
- \*家族とは、配偶者、子供、両親、兄弟および本人と同居している親族ならびに使用人をいいます。
- ・被保険者(補償の対象者)としてご加入いただけるのは、現在健康で働いておられる方で、保険期間の始期時点で満15才以上満79才以下の方に限ります。

### ● 申込方法

- ・下記「お問い合わせ」に記載の、取扱団体である和歌山県保険医協会(全国保険医団体連合会)または取扱代理店である三井生命保険株式会社までご連絡ください。申込票を郵送または担当者が持参させていただきます。  
(ご注意)一人医師医療法人に雇用される使用人の方を被保険者としてご加入される場合は、和歌山県保険医協会(全国保険医団体連合会)までご連絡ください。専用の確認書をご案内します。

### ● 申込締切日

- ・毎月20日(お申込の翌月1日からのご加入となります)

### ● 保険期間

- ・お申込の翌月1日より平成24年9月1日午後4時まで

### ● 保険料払込方法

- ・ご指定口座から毎月引き取りいたします。加入始期の翌々月からのお引き取りとなります。

### ● 自動継続

- ・本制度は自動継続となります。加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、次年度以降原則同内容のセットでの自動継続加入の取り扱いとさせていただきます。  
(ご年齢の進行により保険料表の年齢区分が変わる場合は、ご継続時のご年齢による保険料となりますのでご了承ください。)

このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は「団体所得補償のご案内」をご覧ください。

### お問い合わせ先

<取扱団体>	和歌山県保険医協会(全国保険医団体連合会)	TEL: 073-436-3766
<募集代理店>	三井生命保険株式会社 和歌山支社	TEL: 073-432-3360
<事務幹事代理店>	株式会社三生オンユー・インシュアランス・マネジメント	TEL: 0120-038-035 (受付時間 9:00~17:00)
<引受保険会社>	三井住友海上火災保険株式会社 和歌山支店 和歌山支社 紀南支社	TEL: 073-433-0125 TEL: 0739-24-6157